

◇練馬区まちづくり条例の策定経過と特徴

■策定の経過

練馬区では、地域の特性に応じたまちづくりを進めるため、平成15年度から3年の期間をかけ、69名の区民等が参加する区民懇談会、検討委員会において条例の検討が行われました。この検討に当たっては、延べ657名、25回の会議（区民懇談会14回、検討委員会11回）が行われ、中間報告、骨子案、素案、条例案がまとめられました。また、素案までの各段階でパブリックコメント（区民意見募集）を実施しました。

■主な特徴

1. 23区で初めての総合的なまちづくり条例

住民参加のまちづくりの分野とともに、都市計画や土地利用調整など開発の分野を含む153条から構成される総合的なまちづくり条例であり、住民参加によるまちづくりから、開発事業に関する調整まで、多様な課題に対応した23区でも初めてのものです。

2. 条例に基づく開発事業

これまで、宅地等開発指導要綱などに基づく行政指導を通じてまちづくりを進めてきましたが、開発事業などに関する手続や基準を条例に定めることにより、区民、事業者、区の責務を明確にしています。

3. 都市計画における住民参加の充実

都市計画における住民参加をより充実するために、例えば、都市計画の原案の段階から公表、意見募集等を行う仕組みや、法定都市計画提案ができる団体の追加、提案面積の要件緩和を定めています。また、都市計画に関する独自の提案制度や地区計画等の住民原案申出の方法なども定めています。

4. 住民主体のまちづくりの充実

身近な地区におけるまちづくりなどがより住民主体で進められるよう、例えば、開発事業など土地利用の基準、ルールなどを定めたり、公園、緑地などの施設の利用・管理に関する事項を定めたり、良好な景観の形成などをテーマとしたまちづくりの提案ができる仕組みを設けています。

5. 大規模建築物の建築等における近隣との協議の手続の明確化

大規模マンション、墓地、深夜営業集客施設の建築等、近隣紛争が起こりやすい建築物等について、近隣との協議の手続を定めました。